

Title	会社法と旧商法の隠れた不連続性
Sub Title	Involuntary in continuity between new company law and commercial code
Author	豊泉, 貫太郎(Toyoizumi, Kantaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.10 (2008. 3) ,p.181- 194
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20080315-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会社法と旧商法の隠れた不連続性

豊 泉 貫太郎

1. 会社法と旧商法との違い
2. その原因
3. 実質変更(1)会社法関係
4. 実質変更(2)法務省令関係
5. 実質的変更の理由

1. 会社法と旧商法との違い

会社法が制定されて、旧商法がどう変わったかを検討するとき、明示的、意識された改正点に関しては各種解説書、例えば概説書、立法担当者解説書などに詳細な説明がなされている。たとえば合併等対価の柔軟化（法749 I ②）、機関設計の自由化（法326）、合同会社の創設（法575以下）、最低資本金制度の廃止など明らかに改正された点は誰もが気付くところである。ところで、現実には会社法を前提として実務運用をするとき、種々検討してみると立法当時意識していなかったが、どうも結果的に改正されたのではないのかと思われる事項が多く見られる。会社からの相談や、株主総会の準備などの対応において従来の解釈で本当に良いのか疑問とする規定が多く存することに気付くのである。本論文はこの様な問題点につき検討するものである。

2. その原因

なぜそうなったのかを考えたとき幾つかの理由が挙げられる。

（1）1つは条文の表現方法の問題である。

法務省法制審議会における議論においては従来、旧商法を変える意図はなかったが条文化作業の結果、解釈としては変えざるを得なくなったというものである。なお今回の条文化作業自体につき法制審議会委員等から多くの批判がよせられている¹⁾。

（2）2つ目は省令の規定方法による変更解釈の問題

2つ目は旧商法と異なり多くを法務省令に委任したが、これを受けた法務省令が委任事項を正しく理解しないで又は無視して勝手に自己の価値観で省令を作成したことで、内容に変化を生じてしまったものがあるといえる。但しこの点を考えるとき果たして委任範囲を超えた省令を省令の文言通りに理解したうえで変更されたと解釈して良いのか、逆に委任範囲を超えた部分は無効として無視して限定して解釈すべきかが問題として残る。この点は今後の研究課題といえよう²⁾。

1) 上村達男「新会社法の性格と法務省令」ジュリスト1315-2によれば「問題は条文の形になっていない『要綱』の公表と『法律案』公表の間に決定的に時間がなく、『要綱』段階で想定されていたものと較べると、『法律案』における概念、体系の変更を法制審が了解していたとは思えない点にある」とし、又法制審の部会長であった江頭憲治郎「新会社法制定の意義」ジュリスト1295-3によれば「(会社法が)有限会社に相当する規制を定めた上で……順次特例を定めていく形式が取られている。……形式面の改正により解釈がどう変わるのか……これから議論されることになる」としているが、これなどは何れも条文化作業と要綱の齟齬を暗示するものといえ、端的にいえば条文化への不満といえる。

2) 正井正作「法務省令（会社法施行規則）の問題点と評価」会社法における主要論点の評価52頁では「(会社法)施行規則3条4項は——憲法に違反することから——無効と解すべきである」とし同74頁でも「しかしこのようなことを法務省令に

3. 実質変更(1)会社法関係

(イ) 取締役の競業取引規制につき

会社法356条、365条によれば取締役が会社の事業（旧法でいえば営業）の部に属する取引を「自己又は第三者の為に」するには株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の承認を得なければならないとしている。例えば不動産会社の取締役が自分の為又は第三者の為に不動産取引を行うのであれば事前に会社の承認が必要というのである。これは会社の取締役として知りえた顧客情報やノウハウを会社の利益以外に用いてはならないということであり同様の規定は旧商法264条に規定されていたのである。ところでここで言う「自己又は第三者の為に」とは如何なる意味かにつき旧法当時から争いがあった。名義説と計算説の対立である。名義説³⁾とは名義即ち取締役が自分を契約当事者として又は他人の代理人、代表者としてということであり、計算説⁴⁾とは契約名義はともかく経済的帰属、損益の帰属即ち「自己又は第三者の計算において」の意味だとするものである。旧法当時は計算説が多数説といえた。それは旧264条3項に「取締役ガ第1項ノ規定ニ違反シテ自己ノ為ニ取引ヲ為シタルトキハ取締役会ハ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコトヲ得」と定めていたからである（一般に介入権と言われていた）。しかし会社の一方的意思だけで契約当事者の地位をA取締役個人からB会社に変更することは契約相

委任している会社法の根拠条文はどこにもない……上述の施行規則および計算規則の各規定は無効と解される」とし、又弥永真生「コンメンタル会社計算規則・改正商法施行規則」794頁で計算規則18条につき「会社法452条の文言からすれば、委任の範囲を超えていると解するのが自然であると思われる」としている。ただそれでも弥永氏が有効として解説している根拠は書かれていない。

- 3) 名義説に立つものとしては大隈＝今井 会社法論中巻227、森本滋 会社法（第2版）239
- 4) 計算説に立つものとして田中誠二 再全訂会社法詳論上606、石井照久 会社法上340、鈴木＝竹内 会社法（第3版）292等多数説。

手方Cの同意がない以上不可能であり（契約上の地位の移転であることから⁵⁾）。それ故「会社ノ為」とされること、即ち移転できるのはその取引における法的地位ではなく、経済的効果といえた⁶⁾。そうすると旧264条第3項でいう「会社ノ為」が経済的効果の帰属というのであれば同一条文の第1項の「自己ノ為」の意味も同様に経済的効果の帰属といえ計算説が成り立ったのである。ところが今回の改正で介入権が廃止される一方、同一条文である356条1項の内の2号に利益相反取引の定めを置き、1号（競業取引）につき「自己又は第三者のため」と定め、2号（利益相反取引）も「自己又は第三者のため」と定めたことから1号と2号を別異に解することは成文法の約束事から許されなくなったのである。ところで旧商法時代から2号の「自己のため」とは正に名義説が通説⁷⁾というより殆ど争い無く、また私法の原則（民99、民事訴訟法115 I ②）から考えて、競業取引に関する「自己又は第三者のため」についても法的効果の帰属の問題即ち名義説を取るほか無くなったのである。これなどは条文の規定、表現の仕方から意味内容が意識することなく変化したものといえる⁸⁾。

（ロ）代表訴訟について（法847）

代表訴訟に関しても訴権乱用の否定（法847 I 但書）や不提訴通知制度（同条IV）など新たな規定が設けられたが、これをのぞけば一般には旧商法と同一と解されている。

ア、しかし事前の提訴請求の方法については会社法847条1項で「書面

5) 契約上の地位の移転の詳細については野沢正充「契約譲渡の研究」参照

6) 最判昭和24・6・4、民集3-7-235

7) 大隈＝今井前掲223、森本前掲243の他競業取引につき計算説に立つ鈴木＝竹内前掲291他も同様であり通説というより殆ど争いが無かった。

8) この点新会社法にあっては弥永真生リーガルマインド会社法第9版193では未だに計算説に立つとするが、その根拠を示していない。これに対し神田秀樹会社法第9版では「会社法のもとでは『名において』と解する見解も有力であるが……（計算説の方が）妥当であると思われる」とし条文表現の変化に気付いている点は正当といえる。

その他の法務省令で定める方法により」と定めており、旧商法に定める「会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追求スル訴ノ提起ヲ請求」（旧商267I）と比較すると会社法では書面以外の何によって請求できるかを法務省令に委任したといえる。即ち会社法は書面による請求を認めた上でそれ以外に口頭はどうか、電話はどうかなど事前請求の手段、方法につき法務省に委任したのである。

そして旧法では書面に何を記載すべきかは、株主からの提訴請求と評価できるかという解釈の問題であり、その記載内容に応じて適法な事前請求か否かを判断すれば足りたのである。ところが書面以外手段として何を認めるかの委任を受けた法務省令は委任されていない何を記載すべきかまでも定めたのである。即ち会社法施行規則217条によれば「次に掲げる事項を記載した書面（又は電磁的方法）」というのであり、要約すれば

- 1、被告となるべき者・・誰を被告とすべきかということと
- 2、請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

を記載せよというのである。

ところで「請求の趣旨」とは何かを意味する会社法には特に定めはない。ただ事前提訴請求手続きが代表訴訟提起の適法要件、訴訟要件というのであれば、民事訴訟法の特別規定という性格を有するものと言え、その意味内容は民事訴訟法に求める他ないといえる。ところで民事訴訟法133条2項1号には「請求の趣旨」という規定があり、その内容は判決主文に対応するほど明確性、一義性を要求しているのである⁹⁾。それ故「少なくとも100億円程度の損害賠償義務があると考えるので」という事前請求では未だ主文に対応する程の一義性を有しないとして、請求の趣旨としては不適法といえるのである。そうすると法務省令を前提とする限り「少なくとも100億円程度の損害があると考えるので」という提訴請求は未だ適法な事前請求といえず、これに対して会社が訴えの提起を見送ったとき株主が代表訴訟の提訴をしても不適法な提訴として却下

9) 新堂幸司 新民事訴訟法187、中野貞一郎他 新民事訴訟法講義 45等

されるということになるのである。しかし元々法務省令には書面以外何が手段として適当かのみを委任しただけであり、何を記載すべきか、どの様な請求をすべきかを委任していないのである。ところが法務省令はあたかも様式、内容を委任されたと勘違いしたような、丁度書面決議に関する旧法の規定、「書面の様式は法務省令で定める」（旧商特21の3V）と同様に考えてか、細かく記載内容を規定したのであり、法務省令を前提とする限り従来の解釈としては有効な事前請求が無効となってしまったといえる。もしこれを不都合というのであれば法務省令を無視することで解決を図ることになる。

イ、不提訴通知の制度（847Ⅳ）

実は同様のことが不提訴通知制度のついていえるのである。この制度自体は新しい制度であり、概説書にも細かく解説がなされているが、会社法847条4項では会社が訴えを提起しないときで、提訴請求者から請求されたときは「訴を提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知」するとしているだけで、不提訴の通知方法として書面以外の何を用いるかを法務省令に委任したものである。ところがこれを受けた会社法施行規則218条では「次に掲げる事項を記載した書面（又は電磁的方法）」ということで、方法としては電磁的方法を定めたうえで以下の事項の記載を要求するのである。

①行った調査の内容（②の判断の基礎とした資料を含む）

問題としてはこの資料自体の送付義務が発生するかということもあるが、法律自体が資料提出義務を課していない以上法務省令で新たな義務の創設は否定されるべきであり、飽くまで使用した資料の表題、題名の記載で足りると解される。

②責任又は義務の有無についての判断

資料を基にして義務、責任の有無についてどの様に判断したかを通知せよということである。

③責任又は義務があると判断した場合において提起しない理由

そして責任が有ると判断した上で訴えを見送ったというのであれば、その理

由を明らかにするようというのである。

法務省令ではこの様な判断過程を踏むことを要求しているのである。問題はこのステップを必ず踏まなければいけないのかということである。即ち被告とされた人物に関し、元々責任の有無に拘わらず回収不可能、費用倒れが明らかなどきどうするかという問題である。一般に会社が訴えを提起するか否かを判断する資料としては、請求の可否の問題と同程度に回収可能性を考えるのであり、回収困難であることが明らかなき、費用倒れが明らかなきは、請求権成立の有無などにつき精密な検討をしないのであり、それも合理的判断とされるものである。しかるに法務省令はこの様な点に考慮することなく①から③の順序による判断を要求しているものといえ、場合により不合理なことを要求しているものといえる。

(ハ) 定款変更議題

取締役会設置会社の株主総会の招集通知には議題を記載しなければならない(法299Ⅳ)としている。これは取締役会設置会社では招集通知に記載された議題だけが決議できるということで、当日それ以外の議題は決議できないということである。更に書面投票制度を採用する会社は議決権行使、賛否の意思形成に必要な情報として株主総会参考書類を交付しなければならない(法301、会施規73以下)とし、この参考情報を見て賛否を決めることとしているのである。一方株主としては8週間前までの議題提案権の行使(法303)をすることと、当日の議案提案権(法304)が認められている。すなわち議題自体を提案するのであれば8週間前までにすることを必要とする一方、会社の提案に掛かる議題に関し、その内容と別の内容を提案すること、即ち議案の提案は当日その場でも出来るということである。例えば議題としては「剰余金の処分」として株主に1株5円の配当をするという会社の議案に対し1株8円にしようというのは議案提案であり、当日でも許されるとする。従来修正動議といわれたものである。これに対し取締役会の方で提出した議題の他の議題を株主が追加提案したいときは8週間前に行使しなければならないとしているのである(即ち剰

余金処分が議題であり、1株5円というのは議案だからである）。ところで旧法下、株主総会の招集通知には議題を記載することを必要としていたが（旧商232Ⅲ）、これに加えて特に定款変更議題に関しては旧商法342条2項で「定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第232条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス」として議案の要領、即ち変更提案の内容までも招集通知に記載することを要求していたのである。これは旧法では単に定款を変更したいという提案ではなく、定款変更の場合にあっては○条と×条をこのように変更したいという議案と一体となった議題の提案を要求していたのである。すなわち旧法下では定款変更にあつては議題即ち議案としていたのであり、それ故変更提案の対象となっている条文以外は会議の目的外となるとして、不適法動議とされていたのである。ところがこの旧商法342条2項にあたる規定が会社法に規定されなかったことから、会社法では議題としての提案は「定款一部変更の件」であり、その内容である個々の条文の改正提案は議題と一体とはならないものとなったのである。このことから会社法では議題は「定款一部変更の件」というだけで、その内会社としての提案内容である○条と×条をこう変更したいということは議案であるが、当日の株主からそれ以外の他の条文の変更に関する追加提案がなされても議題としては「定款一部変更」に含まれるので適法な議案提案ということになり動議として取り上げるしかなくなったのである。しかもこの提案は修正提案ではなく原案と両立可能ということから原案を可決しても消滅しないものといえる。勿論多くの場合は議決権行使書面が対応しないことから否決できるであろうが、旧法当時のように不適法動議とはならないのである。これも条文の規定の仕方による変更といえる。

（二）会社法における株式会社の正体——商人性について

以上のような個別の問題と併せて最も基本的な会社の姿、構造自体が明らかでないといえる。旧商法にあっては同52条で「会社ハ商行為ヲ為スラ業トスル……社団」とし、また同54条では「会社ハ……法人トス」としていたから会社は社団法人であり、且つ商行為を為すを業とすることから営利社団法人という

ことになるのである。それ故何か条文だけでは明らかではないとき、この「社団性」「営利性」あるいは「法人理論」によってその間を埋めることで解決出来たのである。ところが会社法での会社の正体が明らかではないのであるが、この点は以前に考察した¹⁰⁾。更に商法を適用する前提として会社が商人かも実は明らかではないのである。

商人とは商4「商行為ヲ為スヲ業トスル者」とされているところ旧商法では会社につき「商行為ヲ為スヲ業トスル……社団」と規定していたから会社は商人といえたのである。

この商人か否かは商法適用にあっては重要な問題であり、商法はその適用の有無に付き、行為の商行為性（客観主義）と、主体の商人性（主観主義）の双方から規定しているのである。この点条文で確認すれば、商行為基準としては商法505条、506条、511条、514条、515条、516条、522条の各条、商人基準としては507条、508条、509条、510条、512条、513条、521条、524条～526条の各条である。

このような基本的問題点につき会社法は明らかではないのであり、実は会社は商人かも明らかではない。

会社法5条では「会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする」と規定し会社の行為を商行為としている。それ故会社の行為が商行為とされることで商法の客観主義、商行為基準に関しては適用が明らかとなっている。しかし商法は一方商人基準も上記のように多く採用しているが、この点会社が商人かは明確ではない。一般には商行為を業とするから商人だとするが¹¹⁾、たとえば「警察官の行う行為は捜査行為である」と仮に規定したとき捜査を行ったとする者Aは警官だといえるかということである。しかし逆は必ずしも真ならずといえるのであり、検察官も麻薬捜査官の捜査行為をするのである。それ故会社の行為を商行為と規定したところで、実はだから

10) 拙稿「新会社法における『株式会社』の正体」本誌7号267以下

11) 神田前掲13、山本為三郎「株式会社とは何か」新会社法の基本問題21等

商行為をしている会社は直ちに商人だとは言えないのである。特に商行為には絶対的商行為の様に非商人がしても商行為となるものもあり、行為の商行為性から直ちに行為者の商人性を導けないものといえる。その意味では極めて不適切な規定と言えるのであり、この点旧法のような規定を排除した理由が明らかではない。勿論会社が商人でないことなど誰も想定していないのであるが、これを明確に規定した規定が無くなったということである。敢えて根拠となる規定を探すとすれば商法11条位しかないと言える。

4. 実質変更(2)法務省令関係

会社法自体に止まらず、法務省令についての問題点も多い。しかも余りに多いのでその全てを説明すると本論文に際限が無いので、極一部のみ検討する。

（ア）監査役の権限

監査役の権限について旧法当時範囲、内容につき争いがあった。即ち適法性監査か妥当性監査かの問題である¹²⁾。従来通説では監査役監査は適法性監査に限定されるところとしていた。そして相当性、妥当性の判断は取締役会で決定し、是正すればたりる（法362Ⅱ②参照）とされ、これが会社法にも引き継がれたといわれている。しかし会社施行規則によれば監査役の監査報告事項として（監査役会の監査報告においても同様であるが、規則130Ⅱ②）同規則129条1項5号において同規則118条2号に掲げる事項の内容が「相当でないと認めたとき」とはその旨及びその理由を監査報告せよとしているのであり、この中に取締役会が決議した所謂「内部統制システム」が存するのである。ということはこの範囲で監査役の監査権限は「相当性」まで広がったということかということである¹³⁾。もしそうなら会社法は旧商法と異なり妥当性監査を内容としていると

12) 詳細は倉沢康一郎 「監査機構」現代企業法講座3、336以下参照、但し同氏は若干特異な立場に立たれる。

13) 江頭憲治郎 株式会社法472はこの立場である。

いえ、ここにも隠れた改正が為されたと言えるのである。更に問題は監査役の権限につき、この規定を根拠、拠り所として全てにつき妥当性監査権があるというのか、この範囲に限ってのみ妥当性監査権限もあるというのか、今後研究することになろう。更にいえば会社法が適法性監査に限ると解釈されるとき、法務省令でその法律で定めた権限をこの部分に限って勝手に拡大出来るのかも問題となるといえる。しかも会社法施行規則118条2号は「決議の内容」自体を問題としているが、もし決議自体は相当だとして、現実にはその決議通りには十分に実施していないと認められるときは、この点は相当性監査の範囲か、原則に戻り適法性監査となるかを考える必要がある。

(イ) 事業報告に関し（会施規118以下）

会社法435条2項では、会社は各事業年度に係る事業報告を作成することを義務付けているが、何を記載するかは「法務省令で定めるところにより」として、法務省令に委任している。

これを受けて会社法施行規則は118条以下に詳細に記載事項を規定しているが、会社役員に関する事項（同119②）として、その年度の途中に開かれた定時株主総会を以って退任した取締役、監査役は役員に含まないとしたのである。それ故多くの会社で4月から6月末までその会社の業務を執行していた役員は誰か明らかでなくなったのである。このことから当該事業年度に係る報酬等の額（同121⑤）も4月から6月までの役員に支払った報酬は開示されなくなったし、その年度途中の株主総会で支給決議された役員退職金も表示されなくなったのである。そして役員報酬が「当該事業年度に係る報酬額」ということから、役員退職金についても、その年度の引当分を開示せよと法務省担当官は解説しているのである¹⁴⁾。しかし役員退職慰労金は株主総会決議があるまでは法律上は全く意味のないもの、条件付権利ではないこと判例¹⁵⁾であり、

14) 細川＝小松「事業報告における退職・慰労金の開示」商判法務1795-16以下

15) 最判平成4年9月10日、資料版商事法務102-143

この意味からは法務省令とその解説は従来の判例、通説に反したのものと見える。もしこれが法務省令の正しい解釈とすればこの点旧法とは異なったものとなる。

そもそも事業報告をどう性格付けるかといえれば会社法435条2項は「各事業年度に係る」事業報告というものを求めているのであり、4月から6月まで会社の事業を執行していた役員の表示を無くすことも、その期間中多額の退職金の支給を表示しないことも、また未だ決議がなされるか明らかでないのに引当金額を開示させることも何れも会社法が委任した意味を適切に受け止めたとは言えないのであり、その結果旧商法と会社法が異なったというのは、法務省令が委任範囲を誤ったとも言えるのである¹⁶⁾。

（ウ）説明義務（法314）について

会社法314条では説明義務を課すとともに、拒否できる事由を一部定めた上で、それ以外につき「その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合」として法務省令に具体化を委任したのであるが、これを受けた会社法施行規則71条で1号から3号に具体的な定めをおいた上で4号では「前3号に掲げる場合のほか、……説明しないことにつき正当な理由がある場合」と定めたのである。しかしこれでは責任放棄と言えるものであり、義務不履行状態といえる。

ところで何故説明義務を負うかといえ、一般には報告事項に関しは、その報告内容を合理的に理解するために必要な情報を得るためであり、又決議事項に関しては、賛否の意思形成に合理的に必要な情報を得るためとされていたのであり、これが説明義務の根拠とされたのである。そして今までは会社が作成した参考情報、報告情報を前提として、これを一回り詳しくしたもの

16) この点現在法務省令の改正作業の対象とされており、早晚見直されるものと思われる。なお改正省令案の内容は商事法務1824-4以下参照

が、その範囲と解されていたのである。しかし今回の法務省令で例えば社外取締役選任に関する参考情報（会社規則74）を見たとき、これ以上何が必要か、賛否の意思形成に合理的に必要な以上の情報が既に提供されているのであり、この範囲については最早説明の必要はなくなったといえるのであり、説明範囲が変化したと言える¹⁷⁾。

5. 実質的変更の理由

この様に意識されること無く旧法が変更された理由を考えると一つは条文作成の未成熟性といえよう、更に法務省令に関して言えば法律の委任事項は何かということと、これを受けたと言う省令が正しく受任範囲の規定を設けたかの問題といえる。

ところで会社法に関しては先ず立法に関与した法務省担当官が法務省令をも併せての解説書を出版し、その後これに無批判に従った実務解説書が大量に出された後、現在これを疑問とし、又は法務省令は法律の委任範囲を超えた無効なものとする研究者の概説書、論文が多く出始めたところといえる。それ故今後必要なことは一部の人の解説、特に法務省関係者の解説に盲従するのではなく¹⁸⁾、もう一度原点に戻って条文とくに法律条文からの他に囚われない解釈をすることが必要ではないかと考える。

17) 説明義務の範囲についての詳細は豊泉他「株主総会想定問答集（平成20年版）」57以下参照

18) この点立法作業に関った担当者の見解の価値、評価に関し、最高裁判所平成19年12月18日判決では「上告人らは、本件改正法の成立に当たり、昭和28年に公表された映画の著作物の保護期間の延長を意図する立法者意思が存したことは明らかであるとして、この立法者意思に沿った解釈をすべきであると主張する。しかし、本件経過規定における本件文言について、本件文言の一般用法とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するべきであるが、本件改正法の規定に当たり、

論説（豊泉）

（おことわり）

本稿は本来前号の堀口教授の追悼号に掲載すべく着手していたものであるが、雑用の追われ校了が遅れ、本号に掲載させて頂いたものである。本稿作成の際にも堀口氏の顔を何度も思い出しながら寂しさを禁じえなかった。追悼号に間に合わなかったことをお詫びし、生前のご厚情に感謝し筆を擱く。

そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということとはできず、法案の提出準備作業を担った文化庁の担当者において、映画の著作物の保護期間が延長される対象に昭和28年に公表された作品が含まれるものと想定していたというにすぎないのであるから、これをもって上告人らの主張するような立法者意思が明白であるとすることはできない。」と判断している。会社法についても法務省担当官の見解に対し同様の評価をすべきものといえよう。